



# 鳥取県公報

平成12年3月31日(金)  
号外第33号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則（漁港課）..... 2
	鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則（水産課）..... 7
	鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則（〃）..... 7
	鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則（〃）..... 8
	鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則（〃）..... 8
	鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則（〃）..... 9
◇ 告 示	漁業経営安定資金利子補給率等の一部改正（〃）..... 12

### ==== 公布された規則のあらまし ====

#### ◇鳥取県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

##### 1 土地又は水面の立入り又は使用の許可申請等（第12条、第13条、第17条関係）

漁港法第24条第1項後段若しくは第39条第1項の許可又は同条第4項の協議に係る申請書等の様式を定めることとした。

##### 2 占用の期間（第14条関係）

漁港法第39条第1項の規定による水面又は土地の占用の許可の期間は、1年以内とすることとした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

##### 3 行為の着手等の届出（第15条関係）

漁港法第39条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手し、又は行為を完了したときは、速やかに知事に届け出なければならないこととした。

##### 4 氏名等の変更の届出（新第16条関係）

漁港法第39条第1項の規定による許可を受けた者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、速やかに知事に届け出なければならないこととした。

##### 5 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

##### 6 施行期日等

(1) この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) 鳥取県漁港法施行細則は、廃止することとした。

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。

#### ◇鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

1 県内に住所を有する者が漁業法及びこの規則の規定に基づいて知事に対し申請又は届出を行う場合の市町村長の経由を不要とすることとした。（第7条関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

- 1 漁業法及びこの規則の規定に基づいて知事に対して申請又は届出を行う場合の市町村長の経由又は他都道府県知事の副申書の添付を不要とすることとした。(第7条関係)
- 2 施行期日等
  - (1) この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 1 漁業経営安定資金から漁業協同組合の広域的な合併に伴い設置される漁獲物の集荷販売施設の周辺への事業所の移転(当該移転に併せて行われる施設の近代化を含む。)を行うために必要な資金を削除することとした。(別表関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第49号

鳥取県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県漁港管理条例施行規則(昭和34年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県漁港法施行細則

第1条中「鳥取県漁港管理条例(昭和34年4月)」を「漁港法(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)及び鳥取県漁港管理条例(昭和34年)」に改める。

第6条第1号中「別表3に掲げるもの」を「第12条に規定するもの」に改める。

第10条中「及びこの規則に基いて」を「に基づいて」に改め、「すみやかに」を削り、「うけなければ」を「受けなければ」に改める。

第11条の次に次の6条を加える。

(土地又は水面の立入り又は使用の許可申請)

第12条 法第24条第1項後段の規定による許可を受けようとする者は、第11号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(漁港区域内における行為についての許可申請)

第13条 法第39条第1項の規定による許可を受けようとする者は、第12号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(占用の期間)

第14条 法第39条第1項の規定による水面又は土地の占用の許可の期間は、1年以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(行為の着手等の届出)

第15条 法第39条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手し、又は行為を完了したときは、速やかに様式第13号により知事に届け出なければならない。

(氏名等の変更の届出)

第16条 法第39条第1項の規定による許可を受けた者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、速やかに様式第14号により知事に届け出なければならない。

(漁港区域内における行為についての協議)

第17条 法第39条第4項の規定による協議は、第15号様式の協議書を知事に提出してするものとする。

第9号様式及び第10号様式中「鳥取県漁港管理条例施行規則」を「鳥取県漁港法施行細則」に改め、同様式の次に次の5様式を加える。

第11号様式 (第12条関係)

土地 (水面) 立入 (使用) 許可申請書

職 氏 名 様

土地 (水面) の立入り (使用) の許可を受けたいので、漁港法第24条第1項後段の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

漁 港 名	
立入り (使用) 目的	
立入り (使用) 期間	年 月 日 から 日間 年 月 日 まで
立入り (使用) 場所	
立入り (使用) 面積	平方メートル

注1 位置図及び実測平面図を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第12号様式 (第13条関係)

漁港区域内における行為についての許可申請書

職 氏 名 様

漁港区域内の水域 (公共空地) における行為の許可を受けたいので、漁港法第39条第1項の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

漁 港 名		
許可を受けようとする理由		
行 為 の 内 容	種 類	
	目 的	
	期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
	場 所	
	面 積	平方メートル
	数 量	
	方 法	

- 注1 「種類」欄には、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の占用の別を記載すること。
- 2 「数量」欄は、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占用の場合には記載しなくてもよい。  
また、汚水の放流の場合には汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合には汚物の種類ごとの数量を記載すること。
- 3 「方法」欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に、請負人 (予定者)、受託者 (予定者) 等の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- 4 位置図、実測平面図、設計書、安定計算書、利害関係者の承諾書及び漁港管理者の意見書を添付すること。

第13号様式 (第15条関係)

漁港区域内における行為着手 (完了) 届

職 氏 名 様

漁港区域内における行為に着手 (行為を完了) したので、鳥取県漁港法施行細則第15条の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所  
氏 名

(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

漁 港 名		
行 為 の 内 容	種 類	
	場 所	
	許可年月日及び番号	
着手 (完了) 年月日		
請負人の住所及び氏名 (名称及び代表者の氏名)		

第14号様式 (第16条関係)

氏名 (名称、住所) 変更届

職 氏 名 様

氏名 (名称、住所) に変更があったので、鳥取県漁港法施行細則第16条の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所  
氏 名

(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

変 更 事 項	新	
	旧	

変 更 年 月 日	
変 更 の 理 由	

第15号様式 (第17条関係)

漁港区域内における行為についての協議書

職 氏 名 様

漁港法第39条第4項の規定により漁港区域内の水域（公共空地）における行為について次のとおり協議します。

年 月 日

協議者 住 所  
名称及び代表者の氏名

漁 港 名		
協議をしようとする理由		
行 為 の 内 容	種 類	
	目 的	
	期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
	場 所	
	面 積	平方メートル
	数 量	
	方 法	

- 注1 「種類」欄には、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の占用の別を記載すること。
- 2 「数量」欄は、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占用の場合には記載しなくてもよい。  
また、汚水の放流の場合には汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚水の放棄の場合には汚物の種類ごとの数量を記載すること。
- 3 「方法」欄には、請負、委託等の方法により協議をした行為を行う場合に、請負人（予定者）、受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- 4 位置図、実測平面図、設計書、安定計算書、利害関係者の承諾書及び漁港管理者の意見書を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(鳥取県漁港法施行細則の廃止)

2 鳥取県漁港法施行細則(昭和48年鳥取県規則第32号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の鳥取県漁港法施行細則の規定によりされた届出は、この規則による改正後の鳥取県漁港法施行細則の規定によりされた届出とみなす。

鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第50号**

鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁船法施行細則(昭和26年鳥取県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条の2第8項」を「第3条の2第7項」に、「規則」を「規則」に、「の外」を「のほか、」に改める。

第5条第2項中「第3条の2第7項」を「第3条の2第6項」に、「様式第6号」を「様式第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第51号**

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 県内に住所を有しない者が提出する漁業法第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業並びに前条第2号、第3号、第8号、第9号及び第12号に掲げる漁業に係る第1項の申請書には、その者の住所地を管轄する知事の意見書を添付しなければならない。

第12条第2項中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改める。

第17条第3項中「から第6項」を「第3項及び第5項から第7項」に改める。

第18条第2項中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改める。

第29条第2項中「同条第7項」を「同条第12項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた申請又は届出に係るこの規則による改正前の鳥取県海面漁業調整規則第7条の規定の適用については、なお従前の例による。

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第52号**

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた申請又は届出に係るこの規則による改正前の鳥取県内水面漁業調整規則第7条の規定の適用については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第53号**

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和56年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号の表を次のように改める。

資 金 の 種 類	償 還 期 間	据 置 期 間
別表第5号の資金	5 年 以 内	1 年 以 内
その他の資金	1 年 以 内	

別表中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。



鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第54号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則（昭和57年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則

目次中「第17条」を「第15条」に、「(第18条—第23条)」を「(第16条—第19条)」に、「(第24条—第26条)」を「(第20条)」に、「(第27条—第43条)」を「(第21条—第26条)」に、「(第44条—第49条)」を「(第27条—第30条)」

「第5章 監督（第50条—第52条）」を「第5章 雑則（第31条—第34条）」に改める。  
第6章 雑則（第53条—第57条）」

第1条中「設置及び管理」を「設置等」に、「昭和39年3月」を「昭和39年」に、「規定に基づき、鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務その他の管理に関する」を「施行に関し必要な」に改める。

第2条第1項中「市場」を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

（仲卸業務の許可の申請等）

第9条 条例第3条第1項の規定による許可（以下「仲卸業務の許可」という。）を受けようとする者は、仲卸業務許可申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、仲卸業務の許可をしたときは、仲卸業務許可証（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（仲卸業務の許可の更新の申請等）

第10条 条例第4条第1項の規定による許可の更新を受けようとする仲卸業者は、仲卸業務の許可の有効期間満了の日の30日前までに、仲卸業務許可更新申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、条例第4条第1項の規定による許可の更新について準用する。

第14条及び第15条を次のように改める。

（営業報告書の提出）

第14条 条例第6条の営業報告書は、毎事業年度経過後3月以内に提出しなければならない。

（許可証の返納）

第15条 仲卸業務許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該許可証（第4号の場合にあっては、回復した許可証）を知事に返納しなければならない。

（1）仲卸業務の許可の有効期間が満了したとき。

（2）仲卸業務の許可が取り消されたとき。

（3）仲卸業務を廃止したとき。

（4）仲卸業務許可証を亡失した者が亡失した仲卸業務許可証を回復したとき。

第16条及び第17条を削る。

第2章第3節中第18条の前に次の2条を加える。

（売買参加者の登録の申請等）

第16条 条例第8条第1項の規定による登録（以下「売買参加者の登録」という。）を受けようとする者は、売

買参加者登録申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、売買参加者の登録をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(売買参加者の登録の更新の申請等)

第17条 条例第9条第1項の規程による登録の更新を受けようとする売買参加者は、売買参加者の登録の有効期間満了の日の30日前までに、売買参加者登録更新申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、条例第9条第1項の規定による登録の更新について準用する。

第18条及び第19条を削り、第20条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(営業報告書の提出)

第19条 条例第11条の営業報告書は、毎事業年度経過後3月以内に提出しなければならない。

第21条から第23条までを削り、第2章第4節を次のように改める。

#### 第4節 附属営業人

(附属営業の許可の申請等)

第20条 条例第13条第1項の規定による許可(以下「附属営業の許可」という。)を受けようとする者は、附属営業許可申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、附属営業の許可をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第3章を次のように改める。

#### 第3章 売買取引及び決済の方法

(せり売又は入札の方法以外の方法によることができる水産物等)

第21条 条例第16条第1項第1号の一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している水産物で規則で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない水産物で規則で定めるものは、次に掲げる水産物とする。

(1) 一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している水産物 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物(市場で解凍して卸売するものを除く。)及び生鮮水産物の加工品(湯煮又は焼干したものを除く。)

(2) 品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でない水産物 淡水魚類、ふぐ、貝類(かき類を除く。)、いせえび、ざりがに類、しゃこ類、あみ類、うに・なまこ類、さめ類、冷凍鯨肉その他その種類又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、練製品の原料用等限られた特殊な用途に供される水産物

2 条例第16条第1項第2号の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害が発生したとき。

(2) 水産物の入荷が遅延したとき。

(3) 卸売の相手方が少数であるとき。

(4) せり売又は入札の方法による卸売により残品が生じたとき。

3 条例第16条第2項の規定による報告は、当該卸売を行った日の属する月の翌月の20日までに、相対売(定価売)実施報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

(卸売の相手方の制限を受けない特別の事情等)

第22条 条例第20条第1項ただし書の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された水産物が仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがあるとき。

(2) 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じたとき。

2 条例第20条第2項の規定による報告は、当該卸売を行った日の属する月の翌月の20日までに、仲卸業者・売買参加者以外の者に対する卸売実施報告書(様式第11号)を提出しなければならない。

(自己の計算により卸売ができる特別の事情等)

第23条 条例第21条ただし書の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 出荷者の計算において行う卸売の方法によっては水産物の出荷を受けることが著しく困難なとき。

(2) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき、水産物を確保する必要があるためその水産物の出荷を受けるとき。

(3) 供給の安定を図るため保管し、又は貯蔵する必要がある水産物の出荷を受けるとき。

2 条例第21条ただし書の規定による承認を受けようとする卸売業者は、自己計算による卸売承認申請書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(卸売ができる市場外の場所の指定の申出)

第24条 条例第22条ただし書の規定による指定を受けようとする卸売業者は、市場外保管場所指定申出書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(卸売業者以外の者からの買入れの許可の申請)

第25条 条例第27条ただし書の規定による許可を受けようとする仲卸業者は、直接集荷許可申請書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

(卸売予定数量等の報告)

第26条 条例第30条第3項の規定による報告は、卸売業者にあつては翌月5日までに、仲卸業者にあつては翌月10日までに、取扱状況報告書(様式第15号)を提出しなければならない。

第44条の見出しを「(利用許可の申請等)」に改め、同条第1項中「条例別表に掲げる施設(以下「市場施設」という。)」を利用しようを「条例第36条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けよう」とに改め、同条第2項中「市場施設(シャワーに限る。)を利用しようを「条例別表に掲げる施設(以下「市場施設」という。)のうちシャワーの利用許可を受けよう」とに改め、同条第3項中「市場施設の利用の許可」を「利用許可」に改め、第4章中同条を第27条とする。

第45条第1項中「利用者(市場施設の利用の許可を受けた者をいう。以下同じ。)」を「利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)」に改め、同条を第28条とする。

第46条及び第47条を削り、第48条中「前条」を「条例第38条」に改め、同条を第29条とする。

第49条中「第5条」を「第40条」に改め、同条を第30条とする。

第5章を削る。

第6章中第53条を第31条とし、第54条を削り、第55条(見出しを含む。)中「き損」を「損傷」に改め、同条を第32条とする。

第56条第1項中「又はこの規則」を削り、同条を第33条とし、第57条を第34条とし、第6章を第5章とする。別表を削る。

様式第2号及び様式第3号中「鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第9条」を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第3条第1項」に改める。

様式第4号中「鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第10条」を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第4条第1項」に改める。

様式第6号中「(第18条関係)」を「(第16条関係)」に、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第18条」を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第8条第1項」に改める。

様式第7号中「(第19条関係)」を「(第17条関係)」に、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第19条」を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第9条第1項」に改める。

様式第8号中「(第20条関係)」を「(第18条関係)」に改める。

様式第9号中「(第24条関係)」を「(第20条関係)」に、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第24条」を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第13条第1項」に改める。

様式第10号中「(第27条関係)」を「(第21条関係)」に、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第27条」を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第16条第1項ただし書」に改める。

様式第11号中「(第31条関係)」を「(第22条関係)」に、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第31条」を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第20条第1項ただし書」に改める。

様式第12号中「(第32条関係)」を「(第23条関係)」に、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第32条」

を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第21条ただし書」に改める。

様式第13号中「(第33条関係)」を「(第24条関係)」に、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第33条」を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第22条ただし書」に改める。

様式第14号中「(第38条関係)」を「(第25条関係)」に、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第38条」を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第27条ただし書」に改める。

様式第15号中「(第42条関係)」を「(第26条関係)」に、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則第42条」を「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第30条第3項」に改める。

様式第16号中「(第44条関係)」を「(第27条関係)」に改め、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例第3条の規定により」を削る。

様式第17号中「(第44条関係)」を「(第27条関係)」に改め、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例第3条の規定により」を削る。

様式第18号中「(第44条関係)」を「(第27条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第225号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成12年4月1日から施行する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1の表を次のように改める。

貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年2.5パーセント	年0.75パーセント